

第24期第32回農業委員会総会

◇日 時

令和5年2月14日（火）午後2時00分

◇場 所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 谷部英治 4番 石川光雄 5番 坂本 陽 7番 高垣明枝
8番 篠 吉和 9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康
13番 野島喜博

◇欠席委員

2番 鈴木委員 3番 小町委員 6番 細井委員 12番 清水委員

◇議事録署名委員

4番 石川 光雄 5番 坂本 陽

◇事務局

森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

それでは、只今から、第32回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
4番 石川委員 5番 坂本委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について （1件）
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （2件）
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決） （2件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上記の議案を次のとおり提出する 令和5年2月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積320㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積832㎡ 面積合計1,152㎡ 被相続人 ■■■■■■■■ ■■■■■■ 相続人 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■ 相続開始年月日 令和4年5月10日 被相続人との続柄 妻。

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりで。案内図は2ページを参照してください。主な耕作者は、申請者のご子息です。本案件は先月現地調査を行っており、その際に指摘した事項が改善されているかを再度確認に行ったかたちになります。調査年月日は、令和5年2月6日 立会いは、申請者のご子息、会長、職務代理、A班（石川委員、坂本委員、高垣委員）、私

続きまして、番号1-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和5年2月6日立会い者は、申請者の家族、会長、職代、A班、野島委員と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■へ約96m進み、■■■■■を過ぎた後すぐ左折し北へ約97m進んだ、■■■■■■■に接する東側の農地です。農地の状況ですが、露天の花き育成場所として年間を通して利用していますが、調査当日は利用していませんでした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、マーガレット、サフィニア。秋は、コスモス。冬は、ポリアンです。出荷状況は、■■■■■■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■■■、■■■■■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

以上です。

ん。年間の作付け状況は、春は、下草刈り。夏は、ブルーベリー、小ウメ、ブルーーンの収穫。秋は、イチジク、クリの収穫。冬は、剪定。年間を通して、果樹の育成、管理です。出荷状況は、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、1か月以内に剪定枝を処分するように伝えました。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積233㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
清水委員欠席のため、事務局より説明願います。

事務局 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料7ページのとおりです。案内図と公図は総会資料8ページを参照してください。調査年月日は、令和5年2月9日土地の案内につきましては、■■■■と■■■■が交差する■■■■から■■■■を北方向に約130m進み、■■■■を右折し、70m進んだ道路北側の土地です。農地の状況ですが、一戸建住宅が建っていました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、梨畑。北は、農地です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積674㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 工場及び駐車場

議 長

当該農地の利用状況について説明願います。
細井委員欠席のため、事務局より説明願います。

事務局

はい、説明いたします。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料7ページのとおりです。案内図と公図は総会資料9ページを参照してください。調査年月日は、令和5年2月9日土地の案内につきましては、■■■■■■■■より東方向へ130m進み、■■■■■■■■■■■■■■を渡りすぐ右折し、75m進み左折し、30m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、作付けはされておらず、全面に雑草が繁茂していました。また、北西角に残置物がありました。周囲の状況ですが、東は、住宅3棟。南は、道路。西は、住宅と工場の作業場。北は、工場建屋です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者	
議 長	
委 員	
委 員	